

「ねんきん定期便でわかる」シリーズ ◆◆公的年金「もしも」の給付◆◆

- 公的年金保険制度は「老後」だけではなく、「年金＝老後の生活資金」をイメージしがちですが、現役世代を守る重要な「保険」の機能もあります。
- 例えばご本人が病気やけがで障害を負ったとき
⇒被保険者本人に「障害給付」があります。
- 給付額の目安は、「ねんきん定期便」で確認できます。

「ねんきん定期便」50才未満（除く35才・45才）のイメージ

「ねんきん定期便」記載内容についてのお知らせ

○厚生年金保険料は、被保険者（ご本人）と事業主で折半することとされており、被保険者負担分のほか、事業主も別途所収を負担しています。

○各項目の見方と制度の詳細は、日本年金機構ホームページでご案内しています。

「ねんきん定期便」の形式と見方ガイドはこちら

「ねんきん定期便」のダウンロードはこちら

【データ作成日】

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
-----------------	------------------------	----------------------

「ねんきん定期便」では、上記データ作成日時点の前々月までの記録をお知らせしています。納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

「ねんきんネット」のご利用をお願いします

○「ねんきんネット」は、スマートフォンやPCからご自身の年金記録や電子版「ねんきん定期便」の閲覧、年金記録の修正を受ける場合などの年金記録の修正、年金記録の修正の依頼（ご本人またはご家族の年金記録を修正）などができるサービスです。

○マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーから簡単に年金記録を確認できます。また、お持ちでない方も、基礎年金番号と右記の「お客様のアクセスキー」を使用して日本年金機構ホームページから利用登録ができます。

○「ねんきん定期便」は「ねんきんネット」からペーパーレス化の登録ができます。登録への登録に、ぜひご協力をお願いします。

スマートフォンでの利用登録はこちら

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へ

0570-058-555
全国一律のフリーダイヤルです。
受付時間：平日9時～17時、土日祝日9時～16時

03-6700-1144
03-6700-1144
03-6700-1144

受付時間
月 曜 日 8:30～19:00
火～金 曜 日 8:30～17:15
土 曜 日 9:30～16:00

※1 月曜日の受付は、前日の受付時間と同様です。
※2 土曜日の受付は、前日の受付時間と同様です。
※3 12月31日～1月3日の受付は、前日の受付時間と同様です。

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）	円
(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金(a)	国民年金(計)	付加保険料納付済月数	船員保険(c)	年金加入期間合計(未納月数を除く)(a+b+c)	合算対象期間(d)	受給資格期間(a+b+c+d)
第1号被保険者(未納月数を除く)	第2号被保険者(未納月数を除く)					
月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険(b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険(計)	月	月	月
月	月	月	月			

3. これまでの加入実績に応じた年金額（年額）

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

※一般厚生年金期間の欄には、厚生年金基金の代行部分を記入しています。
※老齢年金の2分の1相当は国庫から負担されています。

お客様の「ねんきんネット」の「お客様のアクセスキー」

※「お客様のアクセスキー」の有効期限は、左記データ作成日から5ヵ月後の月末までです。

右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

- (例) 病気やけがで「障害等級1級」と診断された場合⇒「障害給付」として、
「老齢基礎年金＋老齢厚生年金」の125%が、障害認定される間、年金として給付されます。
(「受給資格期間」が300か月(25年)に満たない場合はこの『300か月÷「受給資格期間(月)」』倍となります。)
- 一定の要件を充たす子や配偶者がいる場合、「子の加算」や「加給年金」が追加で給付される場合があります。
- ※上記はあくまでも目安です。実際の給付額をお約束するものではありません。

障害給付の
補完をできる
団体保険

Tコース

(生きるリスクの保険)

団体長期障害所得補償保険

↓お問い合わせはこちら



sp-dantai@sc-ins.co.jp

